

保健事業実施計画(データヘルス計画)策定について

1 背景

平成27年5月『持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律』（平成27年法律第31号）が公布され、『高齢者の医療の確保に関する法律』第125条（保健事業に関する事項）が改正、平成28年4月1日施行された。改正に伴い、広域連合は“高齢者の心身の特性に応じた保健事業”を“介護保険の地域支援事業を行う市町村との連携を図って”実施することとされた。

また、この法改正を受けて、平成28年6月指針の改正が行われ、広域連合は被保険者の自助努力について支援を行うことがあわせて明示された。

2 データヘルス計画策定の基本的な考え方

- (1) 国保データベースシステム等を活用し、健診結果・レセプトデータ等から導かれる被保険者の健康課題の把握を行い、既存の保健事業の実績評価を踏まえ、保健事業の一層の充実強化を図る。
- (2) 「高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保健事業の実施等に関する指針」及び厚労省から提示されるガイドラインに沿った保健事業計画とする。
- (3) 計画期間は、福岡県医療費適正化計画等の後期高齢者医療制度に関連する他の計画との整合性を図るため、平成30年度～35年度までの6年間とする。
- (4) 実効性ある保健事業とするため、研究会等で市町村との意見交換等を行い、実現可能な事業のあり方を検討する。特に個別の介入支援を行う事業（健診結果フォローアップ事業、糖尿病性腎症重症化予防事業、訪問健康相談事業）については、介護保険の地域支援事業を行う市町村の関係部署や地域包括支援センターとの連携強化を図る。

3 データヘルス計画の位置づけ

- ・「保健事業実施指針」に基づき定める計画である。
- ・「福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」第4条に規定する保健事業の円滑な推進を図る計画である。
- ・計画の策定に当たっては、計画期間等、福岡県医療費適正化計画等の後期高齢者医療制度に関する事項について整合性を図る。

4 データヘルス計画の内容

- (1) 保健事業実施計画の基本的な考え方
- (2) 福岡県における後期高齢者医療の現状と評価
- (3) 保健事業の推進（平成30年度～歯科健診開始予定）
- (4) その他（計画の評価、見直し、周知、ほか）

5 データヘルス計画策定スケジュール

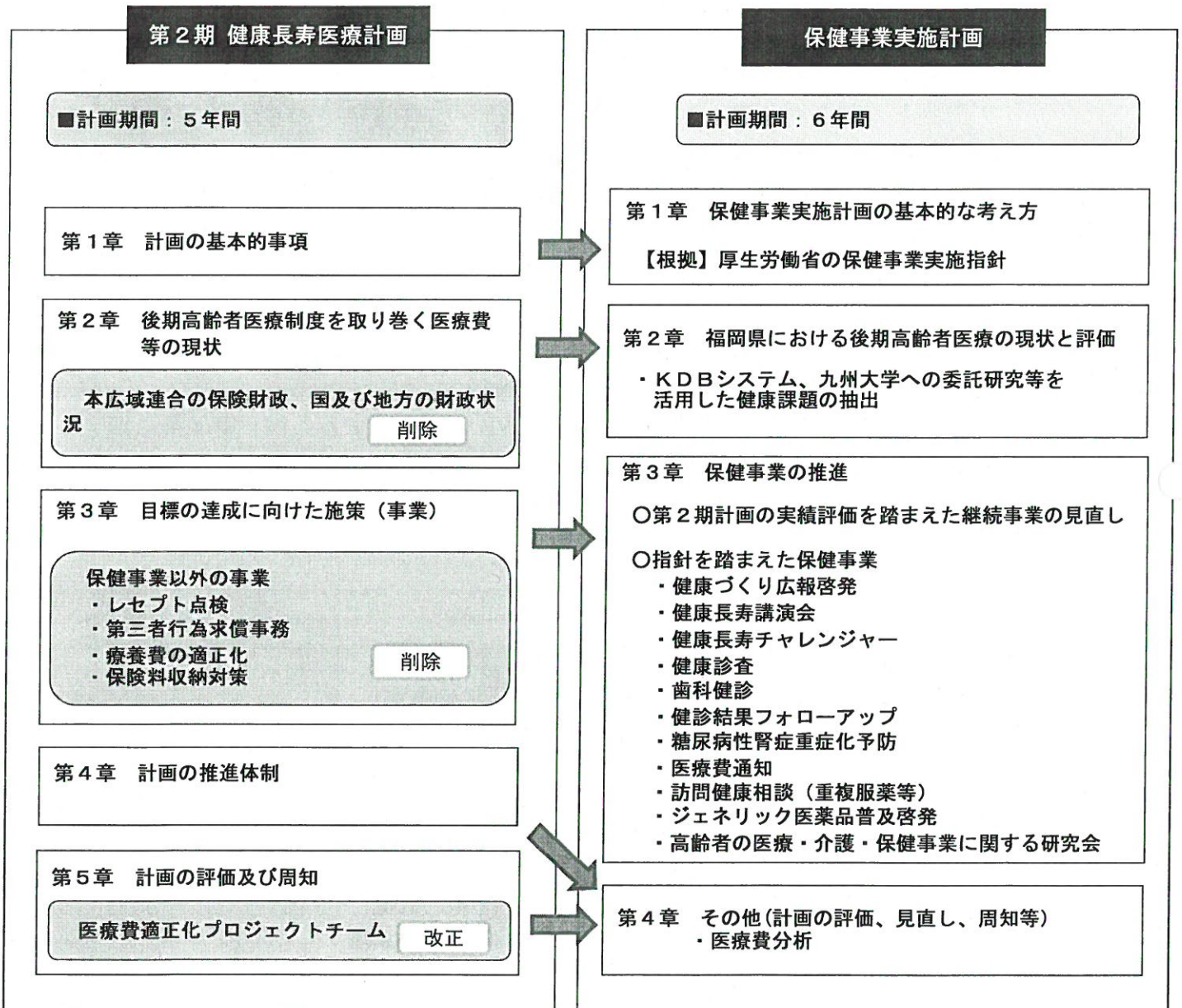
平成29年	6月	市町村との意見交換等開始
	9月	保健事業実施計画（素案）策定
	12月	保健事業実施計画（案）策定
平成30年	3月	保健事業実施計画の策定・公表

※平成30年度はすべての保険者（市町村国保、協会けんぽ等）がデータヘルス計画の開始年度となっており、平成29年夏頃に厚労省からガイドラインが示される予定。

保健事業実施計画の全体構成

＜第2期 健康長寿医療計画との主な変更点＞

- 従来の総花的な内容から、「高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保健事業の実施等に関する指針」に基づく保健事業実施計画（データヘルス計画）とする。
- 現行計画中の、本広域連合の保険財政運営、保険料の算定状況、及び国、地方の財政状況に係る記載は、削除する。
- 取り組むべき施策のうち、保健事業以外の施策については、削除する。
- 現行の5年計画から「6年計画」へ。
- 本広域連合の組織改革に伴い、医療費適正化プロジェクトチーム設置要綱は改定する。



保健事業体系図

目標

具体的な施策（事業）

■ 健康づくりの推進

健康づくり広報啓発
○広報誌「健康長寿だより」、ホームページの活用
○特別講演録の配布

健康長寿講演会
○講師派遣による健康教育の実施
○ロコモ予防講習の実施
○特別講演の実施

健康長寿チャレンジャー
○健康ダイアリーによる健康づくりの実践等

■ 生活習慣病の早期発見・重症化予防

健康診査

歯科健診（平成30年度からの新規事業）

健診結果フォローアップ
○重篤かつ未受診者への保健指導

糖尿病性腎症等重症化予防
○糖尿病性腎症による人工透析移行を予防

■ 適正受診の推進

医療費通知事業

訪問健康相談
○頻回・多受診者から重複服薬・多剤併用者に対象を変更
○残薬バッグによる啓発

ジェネリック医薬品普及促進啓発
○差額通知事業
○啓発事業

■ 構成市町村との連携

「高齢者の医療・介護・保健事業に関する研究会」
○構成市町村の担当保健師等の研修・意見交換の場

福岡県後期高齢者医療広域連合歯科健診事業の概要（案）

1 目的

口腔機能低下や肺炎等の疾病を予防するため、口腔内の衛生状態や口腔機能を確認し、かかりつけ歯科医における定期的な管理の動機付けを行う。

2 対象者

毎年度、76歳になる被保険者。（75歳以上で1回限りの受診）

※3年間の経過措置：上記対象外でも希望者は対象とする。
（平成32年度まで）

3 実施方法

事業主体は広域連合で、福岡県歯科医師会と委託契約を締結し、福岡県歯科医師会加盟の歯科医療機関において実施する。

4 実施内容

■ 健診項目

① 問診

歯周疾患に関連する自覚症状等の有無を聴取する。

② 口腔内外診査

歯及び歯周組織等口腔内の状況、義歯の適合の状況について検査する。

③ 口腔機能診査

頬の膨らまし検査・反復唾液嚥下テスト（RSS T）について実施する。